

家畜衛生情報



平成 30 年 7 月 26 日
(通算第 318 号)
問い合わせ先
長野県庁園芸畜産課
電話 026-235-7232

夏休みシーズンを迎えます！

鳥インフルエンザの侵入防止対策の再徹底をお願いします！

平成 30 年 6 月、ロシアで、連続して 32 件 (7 月 11 日現在) の 高病原性鳥インフルエンザ (H5 型) の発生が確認されています。

これからの夏休みの期間には、高病原性鳥インフルエンザ等が発生している国を含め、諸外国との人や物の動きが一層激しくなることから、我が国へのウイルス侵入リスクの高まりが予想されます。

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守や異常家きんの早期発見・通報をお願いします。

特に、海外渡航については、以下の点について留意をお願いします。

★高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザの発生している地域への渡航は自粛しましょう。

やむを得ず渡航する場合は、

- ①家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設へ立ち入らないようにしましょう。
- ②動物との不用意な接触を避けましょう。
- ③肉製品等の畜産物を日本に持ち帰らないようにしましょう。
- ④帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けましょう。

帰国後は、

- ⑤帰国後 1 週間は、畜産関連施設の衛生管理区域に立ち入らないようにしましょう。
- ⑥海外で使用した衣服・靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。

★衛生管理区域に必要なない人を立ち入らせない、
不要な物を持ち込まないようにしましょう。



常に家きんの健康状態を把握し、下記の症状を発見した場合には、
直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！

- 同一鶏舎における 1 日の死亡率が過去 3 週間の平均の 2 倍以上となった場合
(明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く)
- 鳥インフルエンザの簡易検査キットや血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ (青紫色)、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合、
又はまとまってうずくまっている場合



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁園芸畜産課	026-235-7232

【 異状の通報はこちらへ 】